

音更町財政運営計画の概要について

1 これまでの財政健全化の取組

○音更町財政健全化5か年計画（平成17年度～21年度）

（1）計画策定の理由

平成16年度地方財政計画※1における地方交付税、臨時財政対策債（以下「臨時財債」という。）の削減による平成17年度以降の収支不均衡の是正。

（2）計画の基本目標

- ① 歳入に見合った歳出規模とする。
- ② 基金に依存しない財政運営にし、計画最終年度の基金残高は、標準財政規模※2の1割程度（8億3,900万円）確保する。
- ③ 計画最終年度において収支不足額をゼロとする。

（3）結果

- ① 収支均衡を基本に取り組み、平成20年度には収支不足を解消した。
- ② 計画最終年度には、37億1,300万円の基金残高を確保した。

（4）課題

引き続き、計画的な財政運営を推進するための指針として、財政運営計画は必要である。

○音更町中期財政運営計画（平成23年度～27年度）

（1）計画策定の理由

計画的な財政運営を推進するための指針

（2）計画の基本目標

- ① 身の丈にあった財政運営
- ② 基金に依存しない財政運営
- ③ 社会情勢の急激な変化や緊急時にも対応できる弾力的な財政運営

（3）結果

- ① 平成24年度以降、当初予算編成時において収支不足が生じ、基金を財源として収支均衡を図った。
- ② 平成26年度は、除雪費や特別会計繰出金等に充てるため、平成16年度以来、10年ぶりに基金を2億6,000万円取崩した。
- ③ 計画最終年度は、46億2,600万円の基金残高を確保する見込み。

財政収支（一般財源※3）の推移

（単位：百万円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27(見込)	計
当 初 予 算 額	12,031	11,901	12,132	12,231	12,110	60,405
上記のうち財源不足による基金計上額		70	254	260	272	最終繰入額は260
歳 入 決 算 額 ①	12,778	12,558	12,694	12,463	12,655	63,148
歳 出 決 算 額 ②	11,994	12,102	11,807	12,462	12,247	60,612
歳入歳出差引額 ①-②	784	456	887	1	408	2,536
積 立 基 金 残 高	4,704	4,582	4,930	4,482	4,626	

(4) 課題

- ① 収支不均衡の是正と健全財政の堅持
- ② 社会情勢の急激な変化や緊急時にも対応できる財源の確保

2 新たな財政運営計画案の策定について

○音更町財政運営計画

(1) 計画策定の理由

- ① 計画的な財政運営を推進するための指針
- ② 収支不均衡の是正（財政健全化の取組）

(2) 基本目標

- ① 財政収支の均衡
- ② 持続可能な財政体質の確立

(3) 計画期間

平成28年度～32年度（5年間）

(4) 収支の試算

総合計画実施計画※4及び主要事業概要調査※5に基づく事業見積額（以下「事業見積額」という。）から、今後5年間の収支の見通しを推計

(5) 収支試算にあたっての前提条件

① 歳入

項目	前提となる条件等
町 税	町民税個人所得割等については人口推計を基に試算。固定資産税（土地・家屋）については評価替を考慮。他の税目についても税目毎に推計。
地方交付税・臨財債	平成27年度の確定値をベースに、基準財政収入額については町税等の見込を加味し試算。基準財政需要額は、毎年△1.0%の伸長率で試算するが、公債費については積み上げにより別途試算。
その他	平成28年度当初予算額をベースに試算。

② 歳出

項目	前提となる条件等
人 件 費	職員数は、定員管理計画による。平成28年度以降のベースアップを0%で試算。予定されている共済組合負担金率の引上げなどを考慮。
扶 助 費	平成28年度当初予算額をベースに、毎年2%の伸長率で試算。
公 債 費	既借入分については借入実績に基づき算出。新規借入分については、事業見積額に基づき算出。償還条件は、現行の償還期限及び直近の利率で試算。
補 助 費 等	平成28年度当初予算額をベースに試算。
繰 出 金	各特別会計の事業計画、償還計画等に基づき試算。
物 件 費	平成28年度当初予算額をベースに試算。
その他	平成28年度当初予算額をベースに試算。
投 資 的 経 費	事業見積額に基づき試算。

(6) 事業見積額等に基づく収支見通し（一般財源）

(単位:百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	5か年 合計
歳入合計 ①		12,162	12,102	12,013	11,917	11,825	60,019
町 税		4,916	4,843	4,724	4,715	4,707	23,905
地方交付税・臨財債		5,827	5,905	5,935	5,848	5,764	29,279
その他		1,419	1,354	1,354	1,354	1,354	6,835
歳出合計 ②		12,162	12,164	12,085	12,268	12,164	60,843
人件費		2,049	2,007	2,006	2,075	2,011	10,148
扶助費		784	797	811	823	836	4,051
公債費		1,882	1,901	1,961	1,971	2,045	9,760
補助費等		2,444	2,401	2,439	2,429	2,367	12,080
繰出金		1,451	1,496	1,516	1,543	1,567	7,573
物件費		2,102	2,087	2,089	2,123	2,119	10,520
その他		589	588	586	584	582	2,929
投資的経費		861	887	677	720	637	3,782
実質収支見込額 ③(①-②)		0	△ 62	△ 72	△ 351	△ 339	△ 824
積立基金							
期首残高 ④		4,626	4,482	4,348	4,203	3,742	
期中増減額 ⑤		△ 144	△ 134	△ 145	△ 461	△ 339	
期末残高 ⑥(④+⑤)	4,626	4,482	4,348	4,203	3,742	3,403	

(7) 財政健全化に向けた取組と数値目標

今後の財政見通しとして、5年間で8億2千4百万円の収支不足が見込まれるが、収支改善目標額は、平成27年度からの繰越金（4億円程度）を差し引いた4億2千万円（当初予算ベース）とし、具体的には、次の項目について検討若しくは見直すものとする。

- ① 人件費（持家手当の廃止▲36百万円）
- ② 経常的経費の見直し（▲30百万円）
- ③ 投資的経費の抑制と平準化（▲182百万円）
- ④ 公共施設等の計画的な保全（公共施設等総合管理計画の策定）
- ⑤ 特別会計・企業会計への繰出金等の抑制（▲40百万円）
- ⑥ 公債費と町債残高の抑制（償還方法の見直し▲1百万円）
- ⑦ 自主財源の確保（80百万円）
- ⑧ 遊休資産の有効活用（51百万円）
- ⑨ 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化の検討

(単位:百万円)

区 分	H28	H29	H30	H31	H32	5か年合計
財源不足解消額	0	100	110	105	105	420

(8) 収支改善方針に基づく収支見通し（一般財源）

(単位:百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	5か年 合計
歳入合計 ①		12,162	12,128	12,054	11,944	11,862	60,150
町 税		4,916	4,843	4,724	4,715	4,707	23,905
地方交付税・臨財債		5,827	5,905	5,935	5,848	5,764	29,279
そ の 他		1,419	1,380	1,395	1,381	1,391	6,966
歳出合計 ②		12,162	12,090	12,016	12,190	12,096	60,554
人 件 費		2,049	2,007	1,994	2,063	1,999	10,112
扶 助 費		784	797	811	823	836	4,051
公 債 費		1,882	1,901	1,961	1,971	2,044	9,759
補 助 費 等		2,444	2,401	2,439	2,429	2,367	12,080
繰 出 金		1,451	1,486	1,506	1,533	1,557	7,533
物 件 費		2,102	2,080	2,081	2,116	2,111	10,490
そ の 他		589	588	586	584	582	2,929
投 資 的 経 費		861	830	638	671	600	3,600
実質収支見込額 ③(①-②)		0	38	38	△ 246	△ 234	△ 404
積立基金							
期首残高 ④		4,626	4,482	4,448	4,413	4,057	
期中増減額 ⑤		△ 144	△ 34	△ 35	△ 356	△ 234	
期末残高 ⑥(④+⑤)	4,626	4,482	4,448	4,413	4,057	3,823	

用語の説明

- ※1 地方財政計画：地方交付税法第7条の規定に基づき、国が作成する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。
- ※2 標準財政規模：地方公共団体が通常の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量。
- ※3 一般財源：歳出では、事業に必要な経費から国庫支出金や町債などの特定財源を差し引いて不足する財源をいい、歳入では、町税、地方交付税など用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入をいう。
- ※4 総合計画実施計画：第5期音更町総合計画の基本計画に掲げた施策を具体的に進める事業。計画期間は3年間とし、毎年度見直す。
- ※5 主要事業概要調査：各課等が向こう5年間に予定している主要な事業計画等の把握及び調整を図るために行う調査。